

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第245号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年6月7日 23時30分ごろ	
発生場所	島根県浜田市浜田港西方沖 浜田港西方16海里付近	
事故等調査の経過	平成21年9月10日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第18浦郷丸、7.3トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 SN2-2763（漁船登録番号）、浦郷水産株式会社</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 主機5番シリンダの、接続棒大端部破損、シリンダライナ及びシリンダブロック破損、クランクピン凹損</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成21年6月6日12時00分ごろ鳥取県境港から浜田港西方沖の漁場に向けて出港し、浜田港西方沖で操業中、7日23時30分ごろ、主機シリンダブロックが破損して運航不能となった。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1	
その他の事項	<p>船長は、出港前に潤滑油量と冷却清水量を点検したが、主機潤滑油圧力低下警報装置が故障していたことに気付いていなかった。</p> <p>主機動力取出し軸受の注油管にき裂を生じていた。</p> <p>機関室内に潤滑油が漏えいし、潤滑油量が減少していた。</p> <p>1番、5番及び6番シリンダのクランクピン軸受が焼損していた。</p> <p>5番シリンダの左舷側接続棒ボルトが折損してクランクピンに食い込んでいた。</p> <p>5番シリンダ接続棒大端部の合わせ面が、口が開いた状態になっていた。</p> <p>船長は、出港後、機関室内の点検を行っていなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、浜田港西方沖で操業中、主機動力取出し軸受の注油管に生じたき裂箇所から潤滑油が漏えいし、潤滑油量が減少したものの、潤滑油圧力低下警報装置が作動しないまま運転が継続され、クランクピン軸受が焼損し、5番シリンダの左舷側接続棒ボルトが折損したため、接続棒大端部が振れ回ってシリンダブロックを破損したのと考えられる。</p> <p>船長は、主機周りの点検を適切に行っていないことが可能性があると考えられる。</p> <p>潤滑油圧力低下警報装置が故障していたため、潤</p>

		滑油量が減少して圧力低下したものの、警報装置が作動しなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が浜田港西方沖で操業中、主機動力取出し軸受の注油管に生じたき裂箇所から潤滑油が漏えいし、潤滑油量が減少して潤滑油圧力が低下したが、これらのことに気付かずに運転が続けられたため、主機各部の潤滑が阻害されて主機が損傷したことにより発生したものと考えられる。	